

1. 第6回湿原再生小委員会、第7回検討委員会の議事概要

釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会

第6回「湿原再生小委員会」議事概要

日時：平成14年2月22日9:30～11:30

場所：釧路地方合同庁舎5階共用第1会議室

(1) 出席者

湿原再生委員：神田委員(第6回から参加)、高山委員、辻井委員、中村委員、橋本専門委員
オブザーバー：井上助教授(北大大学院農学研究科)、杉沢事務局長(NPO 法人トラストサルン釧路)、関口企画調整官(道森林管理局帯広分局)、内田課長(釧路支庁環境生活課)、上野主査(釧路教育局生涯学習課)、竹内課長(釧路土現治水課)、名塚課長(釧路市環境政策課)、飯田課長(釧路市公園緑地課)、小野口課長(釧路町商工観光課)、小野寺室長(標茶町企画振興室)、日野浦課長(鶴居村産業課)

(2) 議事概要

【雪裡樋門における湛水試験について】

- ・ 雪裡樋門地区における現在までの湛水試験結果を理論的、生態的観点から捉えると、湿原再生は可能なはず。さらに、調査・検証を徹底的に進めていくべきである。
- ・ 理想的な湿原再生箇所として、雪裡樋門試験地区を一般の人々が見学できるようにしてはどうか。
- ・ 雪裡樋門地区の樋門は水位を制御できる構造にする必要がある。

【環境省の自然再生事業について】

- ・ 再生事業の実施について、モニタリングを行いながら具体的な検討を進める必要がある。
- ・ 湿原再生事業は国立公園の指定区域及び周辺のみならず、区域外の裸地や荒廃地等についても対策を行うべき場所がある。
- ・ 自然環境のコアとバッファの考え方について、今後整理をする必要がある。

【その他】

- ・ 釧路湿原で調査された資料を一般に公開すべきである。

釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会

第7回 検討委員会 発言概要

日時：平成14年3月4日 13:30～15:30

場所：釧路地方合同庁舎5階共用第1会議室

(1)出席者

辻井委員長

新井委員、内島委員、岡崎委員、神田委員、清水委員、相馬委員、高山委員、百瀬委員

オブザーバー：

内田課長(釧路支庁地域政策部環境生活課)、佐藤係長(釧路教育局生涯学習課社会教育係)、川瀬係長(釧路土現治水課河川係)、藤田部長(釧路市環境部)、小野口課長(釧路町商工観光課)、小野寺室長(標茶町企画振興室)、本間課長(弟子屈町企画振興課)、日野浦課長(鶴居村産業課)

(2)議事概要

【土砂流入防止対策について】

- ・ 河川の土砂輸送量を把握するためにも、土砂の発生源を調査するべきである。
- ・ 排水路下流部に沈砂地を設置すれば、河川に流入する土砂量を軽減・抑制できると考えられるが、その効果を検証するために、モニタリングを行う必要がある。

【茅沼地区における旧川復元試験について】

- ・ 茅沼地区の旧川復元直後は、周辺の生態系に影響があると思われるので、自然環境調査を継続的に行う必要がある。

【湿原再生について】

- ・ 湿原の再生には長期間を要するため、施策の実施可能なところから行うべきである。

【利用について】

- ・ ゴミ、トイレ問題や釣り利用等が自然環境にどのような影響を与えているのかを調査するべきである。
- ・ 流域住民に湿原保全の必要性についてより一層の理解を深めてもらうために、環境教育等を行うべきである。

【具体的な施策の実施について】

- ・ 今後の具体的な施策実施についても、地元の地権者や各関係機関と十分な協議を行う必要がある。
- ・ 広大な湿原すべてを保全するのではなく、保全を行うべきところを選定し、施策を実施するべきである。

小委員会について

釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会では、専門的な立場から助言を得るために、以下の小委員会を開催している。

小委員会名	目 的	委員・専門委員構成 (H14.9 現在)	開催時期
(1)調査技術小委員会	調査計画等について、助言を得る。	[委員] 岡崎 由夫(地質) 辻井 達一(植物) 百瀬 邦和(鳥類) 渡辺 綱男(国立公園)	第1回 H12.1月31日 第2回 H12.10月25日 第3回 H13.1月23日 第4回 H14.2月27日
(2)湿原再生小委員会	湿原再生(雪裡樋門の湛水実験等)について自然環境の専門的立場から助言を得る。	[委員] 神田 房行(植物)(第6回から参加) 高山 末吉(両生類) 辻井 達一(植物) 中村 太士(森林環境保全)	第1回 H12.1月19日 第2回 H12.7月10日 第3回 H12.10月17日
		[専門委員] 橋本 正雄(鳥類)	第4回 H12.12月21日 第5回 H13.12月17日 第6回 H14.2月22日
(3)旧川復元小委員会	旧川復元(茅沼地区等)について、河川工学、自然環境の専門的立場から助言を得る。	[委員] 内島 邦秀(河川) 神田 房行(植物) 清水 康行(河川)	第1回 H12.2月1日 第2回 H12.10月19日 第3回 H12.12月19日
		[専門委員] 針生 勤(魚類)	第4回 H14.2月28日
(4)土砂流入小委員会	流域の土砂管理、支川からの流入土砂対策等について助言を得る。	[委員] 内島 邦秀(河川) 清水 康行(河川) 中村 太士(森林環境保全)	第1回 H11.12月21日 第2回 H12.9月14日 第3回 H13.1月23日 第4回 H14.2月27日 第5回 H14.9月12日
(5)湿原利用小委員会	湿原の利用と保全・管理のあり方について助言を得る。	[委員] 岩淵 鉄男(カヌー) 串崎 英子(国際ゾフ ァミスタリカ) 熊谷 守晃(河川) 佐藤 吉人(観光) 杉沢 拓男(自然保護) 高山 末吉(両生類) 橋 利器(つり) 夏堀 勝治(観光) 西川 栄明(アウトドア) 百瀬 邦和(鳥類) 渡辺 綱男(国立公園) 渡部 清紀(自然教育)	準備会 H12.1月27日 第1回 H12.6月9日 第2回 H12.10月20日 第3回 H13.1月30日 第4回 H13.6月28日 第5回 H13.12月13日 第6回 H14.8月20日

2. 湿原再生小委員会での検討項目

2.1 対象地区ごとの検討項目

湿原再生小委員会は、「湿原の再生」、「湿原植生の制御」の適切な再生方法を科学的に検討するために、事務局より提出された調査方針及び調査の分析結果について、評価・助言を得ることを目的として設置された。本委員会では、調査方針及び調査の分析結果に対して評価・助言を行う湿原再生事業の実施地区として、雪裡樋門湛水試験地、下幌呂地区、広里地区、茅沼地区、久著呂川流域、雪裡川地区があげられている（図 2-1）。

第6回湿原再生小委員会までは雪裡樋門湛水試験地について検討してきたが、今回新たに広里地区と下幌呂地区の2地区が加わった。そこで、以下の項目を検討する。

(1) 雪裡樋門湛水試験地について

過年度調査結果をもとに今年度調査計画について議論する。特に水生植物についても新たに確認されたので、その結果について議論する。

(2) 広里地区湿原再生について

環境省で提案された広里地区の湿原再生の方針等を検討する。

(3) 下幌呂地区湿原再生について

河川区域に取込んだ未利用の農地及び劣化した湿原環境の現状と過去からの変遷を整理し、湿原再生の目標や事前調査の方向性等について議論する。

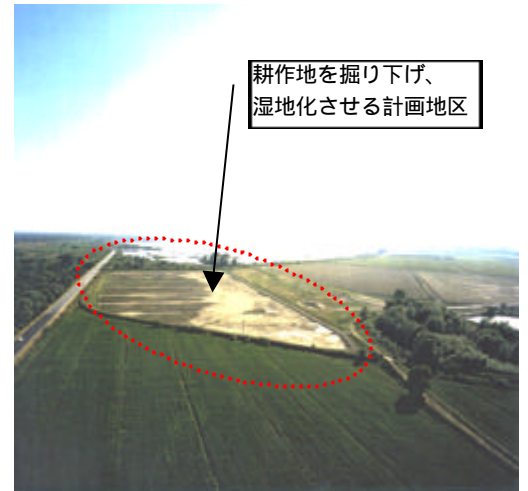
【湿原の再生】

湿原周辺の未利用地等について、湿原の再生を図るべきである。

[具体的施策]

相対的に地下水位を回復することにより湿原を再生することとし、具体的には、対象地区として幌呂川地区、釧路川本川茅沼地区の2地区を対象とする。この未利用地面積は約300haである。今後5年間を目標として、茅沼地区の湿原再生を実施し、その成果をもとに幌呂川での再生を行う。

実施にあたっては、周辺農地への影響を考慮するとともに、可能な限り事前に影響を予測しておくことが重要である。



イタリアでの掘削による湿地復元の例



施策イメージ図（幌呂川地区）



施策イメージ図（茅沼地区）

湿原の再生を図るエリア

地区名	内 容	再生面積
幌呂川地区	蛇行河川の復元による周辺湿原の再生 過去に耕作地化された箇所を湿原として再生	117.6 ha
茅沼地区	蛇行河川の復元による周辺湿原の再生	173.4 ha

野生動植物や地下水位、地形等にかかる詳細調査の結果を踏まえ、広里地区内の農地造成跡地を1960年代後半の湿原に再生する。

湿原の再生を図るエリア

地区名	内 容	再生面積
広里地区	農地造成跡地を湿原として再生	260.0 ha